

# 令和3年 第10回総務経済常任委員会会議録

令和3年8月11日 議員控室

## ○事 件

### 町長報告事項

- (1) 対策土受入候補地について（新幹線推進室）
- (2) 株式会社青年舎の令和2年度経営状況並びに令和3年度事業計画について（農林課）
- (3) 八雲町地域再エネ導入戦略策定事業（案）について（商工観光労政課）
- (4) 飲食店等取引事業者支援事業（案）について（商工観光労政課）
- (5) 八雲高校通学助成金の見直しについて（政策推進課）
- (6) LINEを使った情報発信について（政策推進課）
- (7) 八雲町空家等対策計画の見直しについて（建設課）
- (8) 八雲町都市計画マスタープランの見直しについて（建設課）
- (9) 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例（案）の制定について（財務課）

### 協議事項

- (1) 住民投票条例に関する調査報告書（案）について

## ○出席委員（5名）

委員長	三澤 公雄 君	副委員長	牧野 仁 君
	横田 喜世志 君		大久保 建一 君
	宮本 雅晴 君		

## ○欠席委員（1名）

田中 裕 君

## ○出席委員外議員（3名）

議長	能登谷 正人 君	佐藤 智子 君
	千葉 隆 君	

## ○出席説明員（17名）

新幹線推進室長	鈴木 敏秋 君	推進係主事	岡島 孝明 君
農林課長	荻本 正 君	農林課長補佐	宮下 洋平 君
研修牧場係長	高嶋 一登 君	商工観光労政課長	井口 貴光 君
商工観光係長	南川 隆雄 君	政策推進課長	川口 拓也 君
企画係長	多田 玲央奈 君	情報政策係長	中村 達哉 君
企画係主事	齋藤 彩 君	建設課長	藤田 好彦 君
建設課長補佐	作田 知宣 君	都市計画係長	池田 裕史 君
財務課長	川崎 芳則 君	財務課長補佐	高橋 昌子 君
資産税係長	長谷川 聡司 君		

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤 聡 君	事務局次長	成田 真介
------	--------	-------	-------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（三澤公雄君） それでは時間になりましたので、第10回総務経済常任委員会をはじめます。挨拶は割愛させていただきます。

【新幹線推進室職員入室】

◎ 所管課報告事項

○委員長（三澤公雄君） それでは所管課報告事項、一番目、対策土受入候補地について、新幹線推進室からお願いします。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○委員長（三澤公雄君） 室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） それでは、私から対策土受入候補地についてというかたちで説明させていただきます。

先月の7月8日の総務経済常任委員会において、新幹線トンネル工事における対策土の受入地として、新たに二箇所について、黒岩、鉛川ですけれども、調査等が終了し、関係者の説明に入ると説明いたしました。ただし、その概要等については、調整中のため、次の委員会まで待っていただきたいということで説明したところであります。

本日は、その概要をまとめたかたちで説明会等を行いましたので、その内容、それと今後の考え方について説明したいと思っております。まず候補地でありますけれども、黒岩、これは黒岩Cとしております。既に搬入中の黒岩、これはAでありまして、本年3月に協定を締結して、今後、搬入するところを黒岩Bとしておりますので、新たに黒岩Cというかたちで称することとしております。盛土面積については、約5万㎡、盛土量については22万㎡であります。それで鉛川ですが、これは2箇所に分かれるんですが、面積としては15,000㎡、盛土量としては10万㎡を予定しているものであります。

それでは、別件の資料に基づいて、それぞれの地区について簡単にご説明いたしたいと思えます。別件資料の1ページ下側ですけれども、これは位置関係を示しております。黒岩地区Cについては、これは現状の搬入中の黒岩A、黒岩Bのすぐ隣、この図面でいけば黒岩Cがありますが、このすぐ上に黒岩A、黒岩Bの位置関係であります。鉛川については、この図の中央でありますけれども、国道277号線、鉛川、上八雲分岐地点から約1kmほど熊石側に行った左側の旧土取り場跡地2箇所あります。

この2箇所についてどのような対策土を入れるかということですが、右側に行って2ページが受け入れするような計画である工事を示しておりまして、3ページに、それら工事から出る重金属の試験結果が出ているわけです。ヒ素、セレン、鉛、フッ素、この4物質において基準値を上回るというかたちで、これら搬入において対策を講じていきたいというものであります。

それでは、各場所ごとでありますけれども、裏面の4ページであります。これが黒岩Cの外面図であります。これは右側が北側でありまして、ちょっと見づらいんですけれども、大きな土地の、約5万㎡の平らな部分に入れるということで、このような変形したかたちで考えているということ

ろであります。傾斜がつきますので、2段積みで約10mまで積むということでもあります。受け入れに当たっての工法であります、この上の2行目に書いてありますが、対策として原地盤を活用した吸着効果が期待できる。要するに原地の土壌でもって、その重金属を吸着する効果があるというようなことで、原地盤活用覆土対策を採用するということでもあります。イメージとしてはこの下の5ページの①であります。原地盤の上に対策土を盛土して最終的に覆土するという工法であります。

次に鉛川地区であります、7ページ右側の下ですけれども、7ページに位置関係を示しております。先ほど言ったとおり分岐点から1kmほど行ったら2箇所に分かれるということで、鉛川1、鉛川2として記しているところでもあります。

それで、この鉛川1、鉛川2について、どのような形で考えているかというものであります、それが次のページ8ページであります。鉛川1、これは八雲側でありますけれども、土取り場跡地に対して、腹付けというんですけれども、そこに寄せて積むんでありますけれども、5段積みで約20mの盛土の高さに盛ると。それで5万 $m^3$ 入るという設計であります。鉛川2というのが、これが熊石側でありまして、これは典型的に大きく2段に分けて積むということで、手前側が7mまで、その奥が18mまでの高さまで積むというようなことでもあります。これで5万 $m^3$ 入るという計算になっているところでもあります。

ここの工法でありますけれども、先ほど飛ばしましたが7ページに書いてあるんですが、原地盤が、要するに岩が露出していて、通常的にこの●●がないということから、原地盤の吸着効果が得られないということから、対策土の下にですね、吸着対策、要するに吸着できる土を入れて盛るということでもあります。イメージとしては9ページの②吸着層天然材料、人工材料によって、下に原地盤の上に吸着層を設けてその上に対策土を盛土して、最終的に覆土するという工法であります。

それで、それぞれイメージとしてはですね、11ページであります。先ほど言った10mなり20mなり積むわけですけれども、基本的に5mごとに階段状に小段を作って排水溝を設置しますと。そして最終的の覆土の表土は2m程度を盛土するという、示している図であります。

次に、裏面に行って12ページであります。これら盛土地点の排水関係の監視であります。上側が黒岩であります。盛土地点の周辺に地下水水質監視として、8箇所の調査口を設けて調査するというものであります。

一方、それらより外側に、沢なり川に水が行く可能性があるということで、4箇所監視地区を設けるということでもあります。一方、鉛川については、黒岩と比べて規模が小さいということもありますが、鉛川についてはそれぞれ地下水の調査項は2箇所ずつ、河川については、若干埋め立て地からは離れますけれども、鉛川に3箇所、その地点を設けて監視するということでもあります。

水質監視の方法につきましては、14ページ右側上でありますけれども、施行前これは年4回やった結果を基に、施行中には月1回行って監視します。施工後については年4回行い監視をするということで。この施工後については、一定期間、ある程度落ち着くまでということで、基本的には2年程度ということにしておりますけれども、落ち着くまで監視を行うということでもあります。

以上が概略であります。それで、現在はですね、ひととおり説明等は、地域なり産業団体については終了しておりますが、一部整理を要する課題がありまして、今、町のほうで作業中であります。今後の予定でありますけれども、これら2箇所ともに民有地でありますので、町有地として、町有林として管理したいということで買収したいと。それで買収にあたってその予算を、9月の第3回定例会に上程を予定しているところでもあります。

一応、まだ概算値でありますけれども、黒岩Cについては面積が 71 万㎡で約 800 万円と積算しております。鉛川については 33,000 ㎡で約 32 万円という積算をしております。これらについては予算までには完全な精査・整理はできませんけれども、実契約においては当然整理したかたちで執行したいと考えているところであります。

以上、簡単でありましたが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。皆様のほうから何か質疑・ご発言ありませんか。

盛土の排水溝のことが 11 ページに若干載っていますけれども、これはどれくらいの雨量に対して安全性が保障されている施工方法なのかわかりますか。最近、うちで無対策土の搬入が始まったので、一部ちょっと間近で見たら、この間の雨が降ったときにですね、細かい砂利状のものが思いのほか水を含む感じがしたんですよ。踏んで固めたんだけれども、大きい礫が少ないところ、要するに細かいところは結構ぶかぶかするんですよ。思っていたのと違ったものですから、そういうので排水対策にはちょっと関心が深くなったんですけども、この図でいくと 5 m ごとに小さいダムを設けて排水溝を設置して書いていますけれども、これはどれくらいの、繰り返しになりますけれども、基準の雨に対してセーフティー、保証されているのかわかりますか。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○委員長（三澤公雄君） 室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 大変申し訳ございません。雨量が何ミリで、この排水溝がたとえば耐えきれぬのかだとか、当然、大災害のときは無理でしょうけれども、それらについては申し訳ありませんが数値的には私は押さえていません。基本的にこの設計に当たっては、一般的に国道とか道道なり、高速道路でもそうですけれども、大きな土木工事で、要するに法面を削っている場合がありますよね。あれらと同じ設計指針でもって行っているということでもありますから、私として数字は押さえておりませんが、通常の気象なりについては対応した設計内容だというふう聞いております。それらについては、機構に対して確認したいというふうに思います。

○委員長（三澤公雄君） 直近で熱海の異常な盛土の問題があったので、あれと比べてはいけないと思うんですけども、盛土に関する恐怖感というのは、相当あの事件で町民も思ったと思うんですね。だから今言ったような数字なんかも詳らかにして、安心してもらうというか、そういう準備は必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。なければこれで終わります。よろしく願いいたします。

#### 【新幹線推進室職員退室】

#### 【農林課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは二つ目、株式会社青年舎の令和 2 年度経営状況並びに、令和 3 年度事業計画について、農林課から報告をお願いいたします。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 研修牧場係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） それでは、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、事業の取組み主体であります株式会社青年舎より、令和 2 年度の決算に関する報告を受けましたので、ご

説明いたします。なお、9月の第3回定例会においても令和2年度の決算状況について、上程する予定であります。

お手元の資料1ページをご覧ください。はじめに、事業の概要であります。株式会社青年舎は、八雲町における地域振興、農業振興を目指すことを目的として、令和元年6月に町、農協、地域の生産者が出資して設立いたしました。令和2年度事業につきましては、株式会社青年舎が取り組み主体となり、国の畜産クラスター事業補助金と町補助金により、町内、上八雲地区に搾乳ロボット牛舎や省力化機械の導入等、施設整備事業に取り組んできました。新型コロナウイルスの影響により一部、資材の納品が遅延しましたが、無事、年度末までの竣工となりました。

次に令和2年度株式会社青年舎事業報告であります。事業に係る令和2年度決算状況につきまして、1ページ中段に記載しております貸借対照表をご覧ください。

資産の部ということで、現金及び預金が4億1,595万円あり、今回の申告を経て、5行下、未収消費税等として3億2,806万円が還付されております。なお、有形固定資産の金額については、補助金圧縮後の数字としています。資産の部の合計といたしましては、12億9,671万円となっております。

対する負債の部につきましては、流動負債、固定負債は記載のとおりでございますが、株主資本の資本金としましては当初、1,700万円の設立時の資本金でございました。しかし、令和2年6月に役員1名の増、併せて株式会社不二家と新規役員が増資したことで1,830万円の株主資本となっております。また、令和3年2月に取締役1名が辞任し、翌月3月に役員3名と辞任した1名の120株を株式会社木蓮に譲渡を行い、670株の新株を発行し、株主資本としては2,500株となっております。当期利益剰余金につきましてはのマイナス3,627万円は、次の損益計算書により説明させていただきます。負債及び純資産の合計につきましては、資産の部と同額の12億9,671万円の計上でございます。

続きまして、2ページの損益計算書の説明でございます。中段、営業利益金額につきましてはマイナス3,427万円となっておりますが、今期についての売上計画は一切見込んでおりませんので、当然マイナス計上となります。その他利息、雑収入含めて経常利益金額、マイナス3,613万円となっております。

下段になりますが、国庫補助金収入28億8,900万8千1,520円となっております。本来であれば補助金額は千円単位となるはずですが、3月末において完成しなかった建物に適用される補助金に関しては、仮受金として収入計上を翌期に繰延べております。実際に青年舎に交付された金額と完全に一致しないのはそういった処理がなされており、現状、今期で収入計上しなければならぬものについては、国庫補助金収入に記載されております。

固定資産圧縮損については、税制上、国や行政から補助金が交付された際に全額課税処理してしまうと、本来の補助金の意図がなくなってしまうため、補助金で購入した資産の帳簿価格を減額することで補助金の収入を打ち消すことができる特例があります。その処理をしたものが28億8,900万円となっております。法人税20万6,000円を支払いした上で、当期純利益マイナス3,627万5,899円の決算となりました。

お手元の資料3ページをご覧ください。令和3年度事業計画でございますが、こちらも簡潔にご説明させていただきます。

まず一つ目の飼養管理の省力化・分業化による労働負担の軽減としましては、搾乳ロボットの導入によって発生した労働時間の余裕をいかに使うかが、搾乳ロボットを導入した酪農経営の経営成果を大きく左右する要因となります。搾乳ロボットから得られる発情情報を活用し、適切な人工授精により、除籍牛の減少を図り、収益性を確保していきたいと考えています。

二つ目の新規就農者の確保と担い手の育成につきましては、研修生や従業員の募集を積極的に実施し、研修プログラムに基づく研修により、新規就農できる人材の育成を開始していきたいと考えています。

最後に育成預託事業につきましては、夏は育成牧場による夏季放牧、冬は青年舎育成牛舎を活用した冬季舎飼を目指して、農協と協力しながら準備している状況にあります。

最後にお手元の資料4ページをご覧ください。令和3年度より、町の育成牧場を株式会社青年舎が指定管理者となり管理しておりますので、7月末現在における入牧頭数についてご報告いたします。

申込があった戸数については、減少をしておりますが、頭数は前年が224頭、今年度が209頭とほぼ横ばいとなっています。やはり、管理者が、町から青年舎となったことで、以前の管理と変わらないかを見極めている農家もあるのだと認識しており若干の戸数の減少があると考えております。少しでも早く結果を示し、農家の信頼を得られるよう青年舎の基盤を強化していきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、株式会社青年舎の令和2年度経営状況並びに令和3年度事業計画についてのご説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりましたが、ちょっと言い忘れましたけれども、最後の説明資料の月例別入牧頭数がお手元に机上配付しているのが正しいやつで、事前に配付していたものは、山越地区を削ってあるんだね。地区の生産農家があまり少ないということだ。

○農林課長（荻本 正君） 単純な数字の入る箇所の間違えだと思います。

○委員長（三澤公雄君） はい。わかりました。机上配付のが正しいものですので、お願いします。説明が終わりましたので、皆さんからなにかご発言ありませんか。

今の決算報告は生産活動が一切やっていない段階での決算だという説明がありましたけれども、確かに3月31日締めですからね。

小さい話からいきますけれども、今日この机上に落成式の延期の案内があったんですけども、こういったものの経費も青年舎で出してるんでしょ。こんな仰々しく落成式の案内もいただいたんですけども、その辺の感覚がないんじゃないのかなというのが雑談の中であったんですけども、そういった生産活動が本調子でない中での経費の感覚、やっぱり圧縮に努めるという部分からは、細かいかもしれませんけれども、委員からそういう指摘があったということは是非受け止めてもらいたいなと思います。ほかにありませんか。

なければまた僕のほうから。3年度の事業計画で幾分僕も関わっている中で、議員として発言させていただきますけれども、イの新規就農者の確保と担い手の育成というところで、実践研修と新規就農に向けたきめ細かな研修の実施とか、その下では総合的なバックアップする支援体制の構築とありますけれども、まだ3年度、始まったばかりのところと言うのもなんですけれども、まだまだこのことが牧場実際運営している、経営陣という表現したら町長が入っちゃうのかな。町長を除いた部分でのいわゆる牧場運営陣の中で、この研修に対する意識があまりまだ醸成されてないんじ

やないのかなというところをあえて自分の立場からも強く訴えなければいけないのかなと思っています。農林課のほうとしてはその辺のような認識でしょうか。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 委員長、農林課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 課長補佐。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 委員長がおっしゃるとおりですね、研修牧場の経営については今年始まったばかりということで、まずは生産活動が優先されるような状況であります。それで、他地域の研修牧場の開設状況も見ますと、まずは1年目は生産のほうに集中して、2年目以降に研修生を受け入れて体制を整えるというところが多くあります。それで青年舎についても状況は同じようなものでないかなと思いますので、まずは農林課としましては、そう言いながらも新規就農者の問い合わせはたくさん来ておりますので、そこら辺は青年舎の役員さん、従業員さんと打ち合わせをしながら今後、進めていかなければいけないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 今の答弁を聞いて納得したいんだけど、実際にそうやって、今1年目だから経営をしっかりやらなければいけないということはみんな思っていたんだけど、スタート時点で実際に地域おこし協力隊の名前で3名研修生を、本人たち3名は新規就農を目標とした研修生という意識で入っている実態がありますよね。だからこの3人の人生のある部分を背負っている中で、今の答弁の経営が大切なんだという観点から行くと、この3人の方々に意識のずれが、しわ寄せが来てるんじゃないかということが想像されるし、実際にそういう雰囲気も感じられますので、そうなればですね、本当に経営をしっかりやらなければいけないという大変な牧場の運営陣については、引き受けてしまった以上、そちらのことも早い段階で意識を持ってもらって、たとえばチーム分けしているなら、チームでなるべく回すようなかたちで幅広い仕事をわかってもらえるような配慮だとか、そういったことすらも見られないことが、早めに改善しないとですね、大変になるんじゃないかなと思います。今、現状でその辺のところを、その運営陣とはお話はどういうふうになっているんでしょうか。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 研修牧場係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） その辺の話につきましてはですね、場長が主体となって研修生の面倒を見ているという状況です。ただですね、場長も経営を回さなければいけないという部分があってですね、研修生の部分については時間が空いたときに見ている状況です。そういった部分なものですから、今後ですね、場長とも我々話をしながらですね、研修生の育成についてですね、もう少し話し合っていきたいと考えております。

○委員長（三澤公雄君） 大変なことだと思います。当初の予定とは違ったところですね。経営をしっかり1年目やって、ほかの研修牧場と同じように、2年目以降に研修活動がスムーズにいくように、1年目のうちはいろんな事務方含めて準備段階でいこうということがスタートから動いてきたので、でも実際に受け入れてしまったので、是非このところは積極的に動いてもらいたいなと思います。

もう一点、育成牧場の預託事業が始まったんですけれども、これちょっと現場に行って全く動き出すまで考えてなかったんですが、育成牧場の管理の仕事と、要するに5月に入牧が始まるまでですね、牧場スタッフとして働いていたメンバーは今、かけもちでやられているということが、地理的にも遠いということもありますし、育成牧場はこの期間のうちに妊娠させなければいけないとい

うことで、信用に関わる部分もありますから、非常に責任と労働も大変だという中で掛け持ちをやられているということが、この計画を知っていながら私も想像の外だったんですけれども、現場ではどんなものでしょう。そのことに対しての過重労働だとか運営上の困難さというのは生じていないのでしょうか。

○農林課長（荻本 正君） 委員長、農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（荻本 正君） 実際に朝から搾乳をやって、終わってから育成牧場の作業に入るといふかたちでやられていますけれども、今まで育成牧場の勤務時間というのは8時半から17時15分という中でやっていた部分でいうと、若干、晩の終わりは早いですけれども、だいたい8時半までには来て育成牧場の作業をしているようで、そのほか今までは固定の3人が土日祝を交代勤務で回していた部分で作業していましたが、今は必要な時期に大関牧場の職員をさらに投入するかたちで作業としては回しているようです。実際に行き来する中で、往復の部分の労働がちょっときついなという声も聞こえていますので、その部分については場長とも相談しながら改善して、牧場内でそういう不満のないようにお願いしたところです。

○委員長（三澤公雄君） 是非、問題が生じないようにしてもらいたいなということです。

もう一点、育成牧場の入牧完了というのが例年よりも遅かったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のずれは生じませんでしたか。うちもたまたま入牧予定を抱えていたんですけれども、最終的にうちは6月に入ってからだったんですね。そして7月にちょっと育成牧場のほうに行ったら、非常に残念なくらい草が伸びすぎた状態で、無駄になっているというか、景観等も非常に芳しくないように感じた次第ですけれども、こういったことは、しっかりとチェックしなければいけないのかなと思いますけれども、どのようにその辺とらまえていましたか。

○農林課長（荻本 正君） 委員長、農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（荻本 正君） まず、入牧の時期ですが、去年は4月27日から、例年よりも早く。今年5月の連休明けだったと思うんですけれども、今年、準備はほぼできたんですけれども、連休明けに入れられるように準備して、入牧の段取りをしたところですが、一部の農家さんのほうで準備が遅れて、相当遅れたという部分はあるのかなと。入牧の開始という部分では育成牧場側の準備というよりは農家さんの準備かなと。それでその後の草の伸びかたの管理の部分では、当初、去年までのように余剰層を収穫するというので、掃除刈りしないで収穫を持っていたところですが、あまりに遅れて、結局、収穫ができずに今、刈り捨てた掃除をしているかたちになっています。やり方でもう少し上手に、あんなに伸びたものが餌にならないという見切りを早くつけて掃除するべきであったということは私としてもこうなるべということでは指導したところですが、私自身が5月中いかなかったものですから、直接目で見てということができなかったのが一番、指導する部分では残念だったと思います。以上です。

○委員長（三澤公雄君） 町営の育成牧場だったものが、今年から青年舎と民間の会社に事業委託になったんですけれども、いわゆる蓄積した町の育成牧場の管理の仕方のノウハウだとか技術指導的なことは、青年舎は受け入れる準備というか用意はあるのでしょうか。

○農林課長（荻本 正君） 委員長、農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。



○農林課長（荻本 正君） ほぼ、今までどおりをまずやるということで話しています。それでそれ以上に、今までいろんなことでできなかった部分を含めて、今やろうとしての方向は良い方向だと思うんですけれども、この現場と牧場の場長と役場との三角関係でやる中で、一部にちょっと情報の整理が遅れた部分はあったのかなという部分は反省して改善に向けて整理しています。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかに皆さんありませんか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） ちょっと確認なんですけれども、三澤さんの質問を聞いていて、ウの育成預託事業についての掛け持ちの仕事をしているって話を聞いて、8時から17時15分までで、青年舎で搾乳が終わって移動時間30分かかって、そして育成牧場勤務みたいな感じなんですけれども、それでよろしいですか。搾乳って朝結構早いんじゃないですか。

○農林課長（荻本 正君） 委員長、農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（荻本 正君） 青年舎の搾乳作業、5時半から始まるそうで、牧場を担当している人はそんなに時間がかからずに終わって育成牧場に来ているようです。

○委員（牧野 仁君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。なければ終わります。ありがとうございました。

#### 【農林課職員退室】

#### 【商工観光労政課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは三つ目、八雲町地域再エネ導入戦略策定事業（案）について商工観光労政課から報告をお願いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 商工観光労政課のほうから本日も報告させていただきますのは、二点ございます。

まず一点目ですけれども、八雲町地域再エネ導入戦略策定事業でございます。

昨年の10月に、政府がカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。また、新聞報道でもご承知のことと思いますけれども、地球温暖化対策に関する法律の一部改正が5月に成立しまして、来年の4月から施行される予定となっております。

主な改正内容は、地域の再エネを活用した脱炭素化を推進するための計画の策定が、都道府県や政令市で義務付けとなり、それ以外の自治体では努力義務とされたというものでありますが、国の動きや法改正といった背景から、今後、国から努力義務とされた自治体に対して、計画の策定を求められることも想定されるところであります。

このようなことから、この度、環境省の補助事業を活用しまして、今まで策定したエネルギー関係の計画などの意義と、内容の整合性を確保し、それらを包含したものとして新たに計画を策定しようとするものでございます。資料については係長から説明をいたします。

○商工観光労政課係長（南川隆雄君） 委員長、商工観光労政係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○商工観光労政課係長（南川隆雄君） 八雲町地域再エネ導入戦略策定事業について、私のほうから説明させていただきます。

まず初めに、冒頭で課長より説明がありましたとおり、重ねた説明になりますが、この事業の目的でございますが、現在ある各種計画、中段にこれまでの取り組みと記載しております、計画やビジョンは、方針や指針を示したものでありますので、今回、策定しようとする計画は、現状の分析を行い、2050年までの脱炭素化を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を定めて、それを実現するために必要な施策に関する構想を策定することといったところであります。

なお、この事業につきましては、環境省の補助事業でありますので、10分の10の上限1千万円までの補助事業であります。

それでは事業の内容でございますが、資料に基づいて説明させていただきます。地域に根差した地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保、再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため、資料の（1）から（6）を実施する内容であります。

（1）から（5）については、記載のとおりでございますが、先ほどのご説明の中で、地域関係者といったところがございまして、（6）に記載してありますとおり、合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催をして、議論として（1）から（5）についての共通の意識を持って取り組むために、再エネ導入検討委員会を組織する予定であります。想定として委員会の構成メンバーとしては、町や産業団体、関連する地区の町内会等や研究機関、導入予定事業者を予定しております。委員会を開催するといったところでございます。

次に、これまでの取り組みというところで（1）から（5）と記載してございますが、これまでですね、八雲町のエネルギー関連の各種計画やビジョンの取り組みについては記載のとおりでございます。これらの今まで策定した各種計画などで収集したデータの更新や方針・指針を今回のこの策定事業において、一つにまとめることが今回の策定予定の計画となるイメージでありますので、地域再エネのポテンシャルや、将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成をするものであります。

最後に、今後のスケジュールとしましては、既に補助金の応募・申請と事業の採択が決定しておりますので、本日の委員会報告の内容を受けまして、9月の定例会にて補正予算を上程する予定であります。予算議決後、委託事業者を選定しまして、早ければ10月から取り組みといったところでございます。

以上、簡単ですが、八雲町地域再エネ導入戦略策定事業についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆様のほうからなにかありませんか。

なければ私から。2050年を見据えた再エネ導入事業を作成する。1千万の補助金を使って。これ出来上がったときにもう時代遅れになってるんじゃないのかなっていうのを最近のニュースを聞いていて思います。というのは、フランスのマクロン大統領が言っていたんだけど、10年、この10年が大事だと。その活動如何によっては2050年の目標は達成ができなくなるんじゃないかなと。今のペースだと。この10年が大事だというようなコメントが会議の中で言われてたんですけど

も、それからいくとですね、今回、この中でもこれまでの取り組みで第1期、第2期の総合計画も資料として検討してもらおうというのであれば、今回、まとめるのもですね、総合計画並みの、要するにこの10年八雲町が何をやるか、何をすべきかというところに重点を置いた計画を作ってもらったほうが1千万かけた値があるんじゃないかと思うんですね。どうですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 三澤議員のおっしゃる50年という部分は確かに重要な期間だと捉えています。それで今回ですね、環境省の補助事業でもって、この計画を策定するということなんですが、この補助事業を活用した場合にですね、計画策定から2年以内に法律に基づく計画を策定しなければならないという条件がございます。

今回は任意の計画ということですが、法律に基づく計画を作ることによってですね、国の補助であったり、あるいは交付金が適用される、そういった有利な点もございますので、まずは今回の補助事業を使って、2050年を見据えると謳っていますけれども、その間、中間年として2030年、これを中間年で設定することになりますけれども、そういったことで2050年の間にはですね、50年を待たずにあるいは事業展開するものの中には出てくると思いますので、そういった長期的な部分でもって事業の貼り付けなんかもしながらですね、個々の目標年度を定めて、計画を策定していくものというふうなイメージを持っていますので、早急に取り組めるものは、当然、早急に取り組んでいかなければならないということで、計画の中では位置付けするというふうには考えてございます。

それで今回の計画については、先ほども申しましたとおり、私たちは法律に基づく計画を見据えて、先行して取り組んでいきたいと、そういった考えもあります。それでこの計画を作ることによって、町内外にその計画を公表することによって再エネ関係の事業者、その事業者が、たとえば八雲町内のこの地域ではこういった再エネポテンシャルがありますよと。こういうことを公表することによってですね、事業者が参入しやすくなると。そういったことも期待しておりますので、今回はそういった法律に基づく部分を見据えたものも一つはあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三澤公雄君） まあ、そういったことであれば理解していこうかなと思いますけれども、法律に基づく計画というのは町でいけば総合計画が頭に浮かぶんですけども、総合計画の策定からは、ずれているので、具体的にはそこら辺どういうふうに考えればいいのかちょっと、あえて突っ込んで質問しますけれども。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 総合計画の中では、今回は2027年までの期間の計画とされていますけれども、事業に関しては実施計画の中では毎年、計画が見直されていると。総合計画で定めているは、大枠として、こういった施策を展開していきますということを定めていますので、事業についてはですね、見直されていくということで総合計画との整合性を図っていきたいと思っています。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかにありませんか。

なければ終わります。次の案件。もう一つは、飲食店等取引事業者支援事業（案）について、再び商工観光労政課から報告をお願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 続きまして、飲食店等取引事業者支援事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染の拡大に伴って、令和3年においても緊急事態措置が発せられるなど、町内事業者の経営に引き続き影響が出ているところであります。

影響が大きい業種、特に飲食関係につきましては、国や道の支援金の支給対象となっておりますけれども、条件によっては支援金の対象とならない業種もあります。こういったことから特に厳しさを増していると考えられる業種に対しまして、町から支援金を支給しようとするものでございます。資料については係長から資料の説明をいたします。

○商工観光労政課係長（南川隆雄君） 委員長、商工観光労政係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○商工観光労政課係長（南川隆雄君） それでは私のほうから、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策としまして、飲食店等取引事業者支援事業について説明させていただきます。

事業の目的につきましては、先ほど冒頭で課長がご説明いたしましたので、割愛させていただきます。それでは事業の概要に移りますが、対象事業者を想定しておりますのは、区分を大きく二つ、Aというところの事業区分とBというところの事業区分を二つに分けて考えております。

一つ目につきましては、A 飲食業・宿泊業・葬儀業・タクシー業を対象と考えております。理由としましては、新型コロナウイルス感染症における不用不急による影響を受けている事業者及び人が多く集まる業態といったところによって、影響を受けたと思われる事業者を対象としたところがAという考えをしております。

二つ目Bにつきましては、先ほどお話をさせていただきました、Aの事業者との直接取引のある事業者であり、Aの利用客に直接提供に係る事業者を想定しております。

理由としましては、Aの事業者は緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置に伴う時短営業や休業などに影響しており、その取引事業者も関連した影響を特に受けているという考えであります。なお、太字のカッコ書きで記載しておりますが、緊急事態措置協力金、最大ですね、協力していただいている飲食店等が中心となると思いますが、最大90日間の時短営業や休業をしたと思われる飲食店につきましては、このたびの町のこの支援事業、支援金の対象外と考えております。

次に、支給条件でございますが、対象月の売上が20%以上減少した事業者と考えております。対象月につきましては、記載のとおりでございます。給付額につきましては、一律10万円を予定しております。

予算規模につきましては、対象事業者としまして、Aの事業者、時短営業などの対象外となる飲食店を中心とした件数で43件、Bの事業者は先ほど説明させていただきました、Aとの直接取引の事業者を想定しており、たとえば、酒屋、花屋、写真屋、仕出し業、そういったところがAとの取引をしていると思われる事業者を63件と想定し、約110件を最大想定して考えております。予算規模としましては、10万円の110件を交付金、新聞折込代、印刷用紙代を予算規模と考えておりまして、ここで大変申し訳ないんですけども、予算と記載している金額の修正をお願いしたいんで

すが、合計1,107万9,000円が正しい数字でございますので、大変申し訳ありませんが資料の訂正をお願いいたします。

なお、この110件については、これまでの支援金の申請時のデータや、商工会等からの聞き取りによるものでございますので、今後のスケジュールなどは記載のとおりでありますので、その際は申請時に売上減少等がわかるものの確定申告等の書類の提示を求める予定であります。

以上、飲食店等取引事業者支援事業につきまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆様からなにかありませんか。

なければ私から。前回の支援って去年からなら長いから、いつのことかといったら、まとめた表を見せてもらったときに、この支援金がトータルで行くと、もう売り上げを十分に補っている、いわゆる小規模のところは、損失補てんを超えている部分があるってご指摘を前任の課長あたりから聞いていたように記憶してるんですけども。今回の一律10万円の措置が、そういった、あまり被害的に、今回20%で計算してるんですけども、額じゃないから、20%だから、そういった十分にもう行っているところにまた行っちゃうという可能性というのはあるのかないのかお聞きします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 確かに三澤委員長がおっしゃるとおりですね、今まではそういった売上減少率というのを設定しないでですね、一律というような考え方で支給していたという部分もございます。それで今回は、過去にですね、そういったご指摘も受けたというのも記憶しているものですから、そういったことから、今回は20%という減少率を設定をしたと。

この考え方についてはですね、今回、国が50%以上減少した場合は国の支援金が対象となります。北海道の支援金は30%以上減少すれば北海道の支援金が対象となると。それで30%まで行かない、ギリギリのラインの事業者については、当然、厳しい経営状況にあると思うんですが、こういった国や道の支援金の対象にならないという状況もあるものですから、町のほうでもいろいろ検討いたしまして、商工会の情報なども確認しながらですね、設定をしたと。

それで過去にですね、支援金の支給の際に、飲食事業者に対するアンケートなんかもやっております、そういった状況も考慮しております。それで売り上げ減少率を20%ということで設定させていただいたと。これが30%がいいのか、10%がいいのかという議論もありますけれども、10%であればですね、通常の営業においても、その年、年で10%程度の売り上げの増減はあるだろうと。そういった考え方を私どもはしています。そういったことから20%が妥当な線だろうと。20%以上減少していれば、やはり経営が厳しいだろうという判断をしたところでございます。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 今、課長の話聞いて、飲食店を中心に支援策として町独自で。私、去年から思ってるんですけども、今年もそうなんですけれども、特に漁業者の中で小さくやっている方、やはり漁獲も減少して価格もさらに下がっている状態。結構苦しい話を聞いていまして、今この一番、その他のほうで読んでいましたら、個人事業者のうちAと直接取引をしている事業者だけのことを言ってる。じゃあ、この事業者と取引がないところは対象にならないってことなんです

よね。それってちょっとどうなのかなと思ってるんですよね。そこら辺、課長の判断でどのような考えを持ってるんでしょうか。やはり八雲管内で僕が調べたら30数件あるんです。多分、半分以上は外れるのかなと。そういった観点もちょっと調べてもらえればなど。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 申し訳ございません。先ほど説明が足りないなと思って、追加させていただきたいんですけども、そんなに経営が困っていないところにも行く可能性があるんじゃないかっていうご指摘だったんですけども、飲食店に関してはですね、道の休業要請だったり時短要請に協力していれば、1日25,000円の協力支援金が出るということで、そういった支援金を給付されている事業者は、ここでは除くということで考えてございますので、そういったことで支援金を多く受け取っている事業者に、こういった支援金が行っちゃうんじゃないかという心配があると思いますが、その部分は除くと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あとそれと、漁業者の関係の部分ですが、水産課ともいろいろ話をしました。その中で結果的に私たちがこういった制度設計したのはですね、まずは影響の大きいとされている業種はなにかということでAの業種、これを設定させていただきました。こちらのAの業種の方々と取引をしているということであれば、結果的にその取引している事業者の方も同じく影響を受けているという判断の下で、取引のある事業者ということで設定をさせていただきました。それでこの中にはですね、農業であったり漁業の事業者の方で、直接ですね、例えば漁業であればお魚を卸していると。そういった取引が確認できれば、この支援金の支給対象とする。こういうことにしております。ただ、漁業者の方全部を対象にするという考え方ではありませんので、そういったご指摘もあるということで捉えておきたいと思っておりますけれども、今回はあくまでも影響の大きい事業者と、それからその事業者と取引のある事業者ということで、この制度を考えたということでご理解をしていただきたいと思います。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 僕は今、課長の話聞いて、取引業者とのやり取りはわかるんですけども、その取引業者でないところもあるんですよね。そこをどうするのかなって話なんですけれども、そこは別なところに行っていますよね。地元でなくて。そこなんです。僕が言っているのは。同じ鮮魚やって、地元と取引している人は対象になりますよって。それ以外は駄目ですって聞こえちゃうんですけども、それって大丈夫なのかなってちょっと心配しています。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 業者の方すべて対象にするかどうかの判断だと思うんですが、漁業関係については水産課のほうでいろいろ状況等を把握しながら考えていると思っておりますので、私ども今回は商工関係事業者ということで、こういった支援金の支給を予定しておりますけれども、水産関係であれば、たとえばホタテ養殖業、それから刺網業いろいろあると思っておりますけれども、どの業種がどれだけ影響を受けているかという部分は、ちょっと漁業関係は商工で押さえていませんので、その部分に対して支援金を支給するとかしないとかという判断は私にはできないものですか

ら、その辺は水産課のほうにもこういった委員会でご意見があったということをお伝えさせていただきたいなと思います。

○委員長（三澤公雄君） 今の牧野委員のこういうことかなって、僕も市場のことは詳しくないんだけど、獲った漁師さんは漁協の市場に出して、その市場のものは許可を持っている仲卸の免許を持っている人たちが競り落として、それで漁協に販売料金を払ってってなるんですけども、この中間の業者さんをAの業者さんだと認定しているんだったら、Aと直接取引している漁師さんということで、その金額がちゃんと漁協のほうから数字がちゃんと報告が来れば、補てん対象になるんじゃないのかなと思うんですけども、今、市場価格がすごく落ちているというのは、いろんなニュースで聞いております。最近の番組では、北海道の漁業者じゃないけれども、南のほうでクエという単価15万くらいの魚が1匹5万、6万くらいの市場価格になってると話を聞くと、八雲にある魚種が、そういったあおりを受けているものもあるのであれば、先ほど言ったような仕組みの中で漁協が協力して、そういった数字を上げてくれれば対象になるんじゃないのかなというのが、僕が聞いていた認識だし、そういう感覚ですよ。そういうイメージで支援できるんじゃないかというのが今、総務委員会であがった意見だと思います。よろしく願いいたします。

ほかに。傍聴者からご発言がございます。

○委員外議員（千葉 隆君） 20%以上減少している人たちとなっていますけれども、30%の道の部分で、確か個人事業主は5万円しか出ないって記憶してるんです。となると、ちょっと確認して欲しいんですけども、そうすると30%売上減少のところは5万円しか出ないけれども、今回20%以上のところは10万円となると、打撃を受けたほうが5万円、こっち10万円って逆転現象というのが、確認を含めてどうなるか教えてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただ今の国の支援金は、50%以上が対象となるということで、個人事業者の方は10万、それで道のほうはですね、北海道の特別支援金というのがございまして、この特別支援金も特別支援金AというのとBに分かれています。Aというのは50%以上減少した場合、そしてBが30%以上減少した場合ということで、10万円と、法人事業主が10万円、個人事業主が5万円とあります。それで30%以上減少していたら個人であれば5万円、対象になります。

そして今回、町で予定しているのが、個人事業主であれば10万円。それで今回の考え方は、国と道の支援金をまず、いただいていない方で、特に影響が出ているという事業者の方を対象としますというのが考え方です。そしてもう一つが国と道の支援金をいただいているんですが、たとえばちょっと今、想定しているのがですね、宿泊業の事業者の方は事業規模が大きいので、国・道の支援金を支給、仮にされていたとしても、相当厳しい運営をしているだろうと。そういったことも想定するものですから、そういった事業者の方の上乗せと。そういったことで考えております。それで今の漁業者の部分だと思うんですが。

○委員外議員（千葉 隆君） いや、漁業者じゃない。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうじゃなくてですか。

○委員外議員（千葉 隆君） 要するにさ、道の支援金の個人の部分は5万円ですよ。こっちは今10万円ですよ。それで20%、30%あって、その人も今回もらえればいいんだけど、もらえないのかなってイメージがあるものだから、どうなってるのかなって。

- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（三澤公雄君） 課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 申し訳ございません。今回 20%ですから道の支援金対象となっている事業者の方であれば、これは対象となるという考え方でよろしいかと思えます。ただし、飲食業の方で 1 日 25,000 円をもらってる事業者の方は除かせていただきますという考え方でございます。
- 委員長（三澤公雄君） すでに対象 30%の渋々 5 万円もらった人はもらえないんですよ。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） もらえます。
- 委員（横田喜世志君） 休業要請のやつをもらった人はもらえない。
- 委員外議員（千葉 隆君） そしたら国の 50%のやつももらえる。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） もらえます。
- 委員長（三澤公雄君） ありがとうございます。認識が深まりました。
- 委員外議員（千葉 隆君） その辺きつと申し込むときに迷うと思うんだよね。25,000 円もらっていて、さらに 50%、30%のやつで申し込んでいる人もいるけども、ただ、25,000 円もらわなくて、間接的な事業者は結構もらえる感覚になるんだろうけれども、その辺ちょっと資料を作るときに分かりやすくしてほしいというのが要望。
- もう一つ漁業者の関係なんだけれども、そもそも直接、漁業者の人が A の事業者と取引することがちょっと違法性というか、仲買の免許を持っている漁業者はあれなんだけれども、おそらく漁業者で仲買の部分を持っていないと思うんです。それを今、記載しているから、そもそもちょっとあれなのかなって感じがして、ただ、直接、もしもいたとしたら公表できないところだと思うんだよね。だから違法性のあるところに補助対象にすると、ちょっとまずいのかなっていう間接的に卸している人がいるかもしれないけれども、それは公にできない部分もあったり、仲買の免許も持っていないのという話になっちゃうから、その辺ちょっとメリハリ付けないと、あとで違うことで、これの対象になったおかげで、違うことに課題というのが提起されたら、あれなので、その辺の制度設計に注意してほしいなど。
- 委員長（三澤公雄君） 仲買のかたちを取っていれば、漁協の協力をもらったらいんじゃないかという質問と答えをもらったんだけど、そのルールに則れば違法性はないんですよ。
- 委員（大久保建一君） 違法性はないけれども、この制度に合わないんじゃないの。
- 委員長（三澤公雄君） 漁協の協力があれば、その差額というか市場の下落の部分を補えるのかなと思って聞いてたんだけど。
- 委員（大久保建一君） A と直接取引のあることにはならないしょ。仲買との取引はあるけれども、A と直接取引はないから。
- 委員長（三澤公雄君） A の中に仲買という存在を入れれば。
- 委員外議員（千葉 隆君） 仲買は直接だけど、漁業者は間接になるから。
- 委員長（三澤公雄君） あ、そっか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 今の話だと、漁協に対して支援金の対象になってしまうってことなんですね。直接ですから。
- 委員長（三澤公雄君） じゃあ、例えば農家さんは直接、飲食業と取り引きしている人達もいるし、産物の出荷先が大手に直接やっているところもあるから、そういうのは自分の持っている書類



で対象になると思っていただければいいんだけど、漁業者は現行のルールでは、ほぼほぼ対象にならない。

○委員（横田喜世志君） 漁業者が農家みたいに、ちゃんと青色申告してて、ちゃんとやっているのか。意外とそういうの少ないからさ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいま、漁業関係のご指摘もございましたので、この辺はですね、ちょっと見直し検討をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。

○委員（大久保健一君） そしたら大幅に変わる可能性があるということ。

○委員長（三澤公雄君） どの辺が今課長の認識の中でちょっと話を。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 我々が今、考えているのは、全体的なことはこのまま変えないですね、その他の部分の取り扱いを、千葉議員さんのほうからもご指摘がありましたので、そういった違法性のほうも検討して、たとえばその部分はやっぱりちょっと支給するのは厳しいねという判断になるかどうかという部分も含めてですね、検討していきたいと思います。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 今の違法性云々という話でいけばね、要は申告書などを見て判断するという一文があったと思うんです。そうすると、そういうちゃんと申告している人だと、今言ったような個人販売という部分ができるはずなんです。だからそういう部分でクリアするところはクリアできるんだと思うんですけどね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） クリアできる部分もあるということもありますので、その辺も含めてですね、検討したいと思います。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

#### 【商工観光労政課職員退室】

#### 【政策推進課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、五番目、八雲高校通学費助成金の見直しについて、政策推進課から報告をお願いします。

○政策推進課企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 企画係長。

○政策推進課企画係長（多田玲央奈君） それでは、報告事項の1、八雲高校通学費助成金の見直しについて、報告させていただきます。

資料の1をご覧ください。まず、1 見直しの目的ですが、令和3年10月1日から始まります熊石・八雲間予約バスの運行並びに函館バスの江差・八雲線廃止に伴いまして、折戸方面から通学する場

合、乗り継ぎの関係から定期券額が現状よりも高くなることから、生徒の保護者の経済的負担を軽減しようとするものです。また、これに合わせて、通学費助成金と通学生の居住対象地域を拡充し、八雲高校生徒確保に繋げようとするものでございます。

続いて、2 制度内容をご覧ください。(1) 現行の制度内容ですが、熊石地域から通学する場合は、1ヶ月分の定期券購入代金に対して2万円を助成しておりまして、熊石地域以外から通学する場合は、2分の1を助成する制度となっております。

次に(2) 改正後の制度内容ですが、隣接町からの学生取り込みも見据え、熊石地域だけだったものに檜山振興局管内を追加し、そのエリアから通学する場合、1ヶ月分の定期券購入代金から1万円を差し引いた額を助成する制度に改正いたします。なお、熊石地域及び檜山以外の地域から通学する場合は、現行制度どおり2分の1といたします。

つづいて、3 具体の定期券額などをご覧ください。まず、折戸・八雲間及び相沼・八雲間の場合、現行では定期券額35,840円、助成額20,000円、自己負担額15,840円となっておりますが、10月1日以降は定期券額49,450円、助成額39,450円、自己負担額10,000円となります。

泊川・八雲間、根崎・八雲間及び豊岩・八雲間、関内・八雲間につきましては、記載のとおりですので、お読み取りをお願いいたします。

八雲高校通学費助成金の見直しについては以上となりますが、最後に、熊石・八雲間予約バスについて1点報告させていただきます。

乙部町の崖崩れの影響で江差から熊石へ来るバスのダイヤを変更する方向で調整中ということで、函館バスさんから連絡がありまして、函館バスのダイヤが変更となった場合、熊石・八雲間予約バスのダイヤにも影響する可能性がございます。このため、予約方法やダイヤなどを掲載した住民周知用チラシを9月広報と一緒に全戸配布する予定でございましたが、チラシの配布時期を遅らせて、熊石地域は総合支所だよりと併せて9月22日に配布。八雲地域はやむを得ず10月広報と一緒に配布させていただく予定ですので、ご了承いただき報告させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○委員長(三澤公雄君) 報告が終わりました。委員の皆様からなにかありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長(三澤公雄君) 次、LINEを使った情報発信について、引き続き政策推進課からご報告をお願いします。

○情報政策係長(中村達哉君) 委員長、情報政策係長。

○委員長(三澤公雄君) 係長。

○情報政策係長(中村達哉君) この度、政策推進課ではスマートフォン向けアプリであります、LINEを活用した住民向けの情報発信を行うことを計画しておりまして、9月定例会にて補正予算を上程する予定としております。これまで町として行ってきました情報発信としては、主に毎月発行しております広報八雲と町ホームページを利用してきたところです。

しかしながら、時代の変化とともに情報は紙で確認するものから情報機器の画面を通じて確認するものに変容してきました。また、その情報も住民が自ら探すのではなく、自分が興味のある分野の情報が自動的に送られてくるという状況になりました。

当町では、これまでSNSを利用した情報発信につきまして、様々な角度から調査・検討を進めてきたところでございますが、このたび実施に向けた段取りが整ったことから、令和4年4月の本格稼働に向けて、この秋から順次情報発信を行ってまいりたいと考えているところです。

それでは、詳細をご説明いたしますので、資料2のほうをご覧くださいと思います。まず左側の概要となりますが、このたび導入を予定しておりますのは、LINE福岡株式会社が福岡市と共同で開発したオブテック。これは行政サービスの質や市民の利便性の向上、業務効率化などをテクノロジーで推進するといった意味になりますが、この仕組みや知見を活用し、情報発信を行うものです。具体的には、LINE社からプログラムのソースコードが無償提供され、それを基に地域のITベンダー等が構築作業を行うことで利用することになります。

次に、②基本機能になります。福岡市が開発を要しました、福岡市LINE公式アカウント、LINE SMART CITY FOR FUKUOKA というものがありまして、実際に私もそこに友達登録をして機能などを確認してきているところでありますが、シンプルで操作に迷うこともなく、また必要な情報を簡単に見ることができる素晴らしいツールになっておりまして、2021年1月現在でこの登録者が175万人を超えているということでございます。

この福岡市公式アカウントの機能から、自治体のニーズが高いものが基本セットとして標準提供されることとなります。この中でも特に注目している機能が1番と4番になりまして、まず1番にありますセグメント配信というものは、管理画面の配信リストから対象となるユーザーの条件を絞り込んでおくことで、指定したユーザーだけに情報を配信することができます。これは後ほどデモンストレーションさせていただきたいと思いますが、そこをご覧くださいと思っています。たとえば配信設定の中で興味のある分野として、あらかじめ子育てを選んでおいた場合、それ以降は町が発信する子育ての情報だけがLINEで届くといったような機能になります。この機能を使うことで情報を必要としている方にピンポイントで発信することが可能となります。

また、4番の防災機能は、町民が現在地から最寄りの避難所の場所をマップで調べたり、避難行動を促すための案内ができたりします。これまで当町の防災担当は災害の発生が予測される場合、もしくは災害が発生した際には、防災行政無線やホームページ、Twitter さらにはスピーカー付きの広報車といった複数の手段によって情報を発信してきましたが、それに加えてLINEが利用できるようになるということで、さらにきめ細やかで確実な情報発信が可能になるものと考えております。

そこで、資料の右側に移りますけれども、八雲町での具体的な運用案として、主の運用目的は災害時における避難情報などの発信をしてはどうかと考えているところです。先ほどセグメント配信のご説明の際に、興味のある分野の情報のみが配信されますとご説明いたしましたが、たとえば災害や新型コロナウイルスの情報といった緊急性の高い情報については、興味のある分野に関わらず、友達登録がされた時点で必ず配信される仕組みにしたいと考えております。それと合わせて通常時には様々な行政情報を発信することで、町民に対してきめ細やかな情報発信を行うものとなります。これは工夫次第で様々な利用方法を考えられるところでございますが、現段階で予定している運用案としましては、先ほどから申し上げておりますとおり、災害情報の発信、さらにはセグメント配信による情報発信というものを予定しております。特にそのセグメント配信では、これまでLINE以外の方法で行われてきました各種広報周知をLINEでも行えないかということを検討することとしており、その他情報発信を、希望する部署には個別にカテゴリーを割り当てして運用していく

予定です。現在はまだ予算要求段階でありますので、職員に向けた説明や運用希望の確認といった具体的な動きはとることができていませんが予算を可決いただきましたら、直ちに準備を進めることとしております。イメージとしましては、広報八雲に織り込まれます各種チラシによる関係部署からのお知らせが、今後はリアルタイムでスマートフォンに配信されるものというふうにお考えいただきたいと思っております。

また、チャットボット機能という名前になりますが、ごみの分別機能というのが標準実装されておりますので、当初はこの機能を有効とする予定です。

最後に資料にはありませんが予算についてです。これらシステムを構築するために、初期構築費及び初年度分の運用費を併せまして198万を補正予算として上程させていただく予定であります。次年度以降の維持経費につきましては概算見積りみの段階ですが、月額10万円程度になる見通しです。

以上、言葉だけで説明いたしまして、若干わかりにくかったと存じますので、これから簡単ですが画面上で実際の動きを確認いただきたいと思っております。なお、この画面は現在、開発元がデモ用として構築しておりますので、実際の画面とは若干異なることをご了承いただきたいと思っております。

それではちょっと準備いたしますので、お持ちください。

(準備中)

○情報政策係長(中村達哉君) まず、LINEの画面がこちらになります。私、先ほどご説明しましたけれども、一般的なLINEの画面と同じ画面なんですけど、下のほうに、デモ用なので味気ないですが、メニューが出てきています。これらが特徴になりますけれども、たとえばここに防災情報というボタンがありましてこれを押します。そうしますと、どんな情報をお探しですかというふうにLINEがすぐに情報を返してきます。今、デモとして避難所を調べるというボタンを押します。そうしますと、お近くの避難所をご案内します。はいを選んだら位置情報を選択してくださいと出てきます。それで今これ、はいを押します。そうしますと当然スマートフォンですので今いる場所、ここで合っていますかということで地図が出てきます。それで合っていますというところを押します。そうしますと、直ちにLINEのほうに、あなたの最寄りの避難所はここですよということで、今ここに八雲小学校、シルバープラザ、はぴあ八雲というように避難所が列挙されます。町民の方ですと八雲小学校というのはどこにあるか、わかっていらっしゃるでしょうが、地図を開くというボタンを押しますと今自分がいる場所から避難所までの地図というのを開くことが可能です。

また、防災情報のほかにもですね、たとえばよくある質問、これは本当にデモの段階ですが、今マイナンバーについて、コロナのワクチンについてと二つデモを乗っけていますが、様々な行政情報をここに作り込んでいくことでご案内が可能になるのかなと思っております。それで先ほど申し上げました受信設定、セグメント配信というふうにご説明しましたけれども、町民の方が利用を開始する際に、このあらかじめ設定の画面というのがあります。あなたが取得したい情報は何かというふうに最初に聞いてくるかたちになっておりまして、たとえばまちづくりの情報ですとか、福祉の情報が知りたいですとか、子育ての情報が知りたいですといったかたちで自分の興味のある分野を選んでいただきます。また、詳細はこれから検討しますが、たとえば地域の選定ということで、落部に住んでいます。熊石に住んでいますと入れることで、地域の限定の情報というものも受け取ることが可能となります。今は子育ての情報を受け取りたいということで設定しました。

そういうふうになりまして、実際に職員はですね、パソコンを使ってLINEの情報を発信することとなります。これが職員が使う画面になりまして、いわゆる一般的なLINEといいますとスマホからスマホに情報を送るイメージがあると思いますが、これはきちっとパソコンの画面で管理することが可能です。今、総務経済常任委員会テスト配信ということで絞り込みということで、子育ての絞り込みをかけています。これで最後テスト配信ですということで、ここで配信を行います。そうしますと、ちょっと小さくて恐縮なんですけれども、ここにテスト配信ですと届きました。これは町のほうの子育てに興味がある方という絞り込みをして配信しましたので、ここにチェックが入っていなければこれは配信されないというような動きになります。ですので、いろいろな部署の個別な情報をLINEを使って、今後発信していくということが可能になるということで、デモをちょっとご覧いただきました。私からは以上です。

○委員長（三澤公雄君） ここまでで皆さんからなにかご質問はありませんか。

費用はいくらくらいかかるんですか。

○委員（大久保健一君） 初期300万、ランニングで月10万。

○情報政策係長（中村達哉君） 初期はおおよそ198万ということで200万弱です。初期は。それで次年度以降の月額ランニング経費が概算でいたい月10万円以内となっております。

○委員長（三澤公雄君） ちょっと調べたけど、LINE社の地方公共団体向けのスマートシティ推進支援は無償化で会社で発表したとあるんだけど、ちょっと前の情報かもしれないけれども、それとこの費用の関係はどういう関係なの。

○情報政策係長（中村達哉君） 委員長、情報政策係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○情報政策係長（中村達哉君） ただ今のご質問にありましてとおり、LINE社は自治体向けに、本来有料であるアカウントを無償発行しております。これは事実です。それで我々八雲町もまずはアカウントの取得は無償で受けたうえで、さらに今ご案内したセグメント配信とか機能を追加するために若干費用がかかるということでもありますので、実は現段階で既に無償提供を受けられるアカウントはもう取得しております。そのうえで、さらに機能を追加するための予算が必要になるということもございます。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかに何かありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） そしたらこれ、LINEを始めたなら、町の情報発信ツールは何何になるんですか。全部で。

○情報政策係長（中村達哉君） 町の今持っている情報発信ツールは、すべてではないかもしれませんが、広報八雲、これは紙媒体です。町のホームページ、それでさらに先ほども申しましたけれども、災害時には防災担当がツイッター。あとすごくローカルな話ですけども、スピーカー付きの広報車を走らせていますので、そこまですぐくれば、すぐたくさんにはなりますが、主には広報八雲、ホームページ、ツイッターというのがこれまでの情報発信ツールかなと思っています。

○委員（大久保健一君） ツイッターは防災だけ。

○情報政策係長（中村達哉君） 一部、選挙管理委員会が運用しておりますが、季節限定と言いますか、選挙のあるときにだけ運用されていますので、主には防災というかたちになっております。

- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（三澤公雄君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） このホームページとツイッターっていうのは、ホームページはお金かかるよね。ツイッターはお金かかっているんですか。
- 情報政策係長（中村達哉君） 委員長、情報政策係長。
- 委員長（三澤公雄君） 係長。
- 情報政策係長（中村達哉君） ツイッターも基本的にはお金はかかりません。多くのSNSのツールは基本的には無償で使えるものとなっていますので、ただ、情報発信する際にですね、何かパソコンから操作をするときに、特別な仕組みを使うとなりますと、その部分に費用がかかる可能性はありますが、基本的にはかかるものではございません。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（三澤公雄君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） ちょっと話が変わりますけれども、これをやるとして、八雲町民だとか世帯数とか考えたら、どれくらい普及させたいの。目標値みたいなのはあるんですか。
- 情報政策係長（中村達哉君） 委員長、情報政策係長。
- 委員長（三澤公雄君） 係長。
- 情報政策係長（中村達哉君） 実はですね、その目標値の設定というのが、何分こちらも初めて取り組む事業でして難しいというところがありますが、現段階で狙っているところといたしますか、利用拡大に繋げていきたいと思っているのは、実は小中学校の保護者向けの情報発信というのを各小学校・中学校はこれまで電子メールを使ってやられています。私も子どもがいる親でして実際にそういった場面を経験しておりますが、メールというのがなかなか煩わしいものでありまして、今若い世帯のお父さんお母さんは、メールよりむしろLINEを使い慣れているというところに着目しまして、まずはそこをですね、LINEに置き換えてもらえないだろうかということで、各学校とこれから協議を進めるところです。もしそこが上手くいきますと、八雲町内の生徒数は1,000人弱いますので、その両親もしくは祖父母となりますと、相当数そこでですね、ユーザー数は獲得できるのかなと思っています。またちょうど秋に町長・町議会選挙がございますので、そういったところの速報だとかをですね、LINEで運用するとしますと、そこでも一定数ユーザーを獲得できるものと思っていますので、数字はちょっとわかりませんが、ある程度そういった呼び水となる部分でですね、ユーザー獲得して、その後は口コミ等で広げていく、もちろん町広報等を活用しながらユーザーを伸ばしていきたいと考えております。
- 委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。なければ終わります。ありがとうございました。

**【政策推進課職員退室】**

**【建設課職員入室】**

- 委員長（三澤公雄君） それでは七番目、八雲町空家等対策計画の見直しについて、建設課から報告をお願いします。

（人事異動に伴う職員挨拶）

- 建設課長（藤田好彦君） 委員長、建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは、本日は建設課の案件が2件、まずは八雲町空家等対策計画の見直しについてということで、本計画は平成29年に策定しまして、本年度、令和3年をもって計画期間の5年を終えるため、来年度以降の計画見直しに向けてスケジュール等のご報告をさせていただきたいと思っております。それでは担当のほうからご説明いたします。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） それでは、空家計画の見直しについて説明させていただきます。

まず資料1の1ページをご覧くださいと思います。まず今回見直しに係る趣旨ですが、先ほど課長から説明をさせていただきましたので省かせていただきたいと思います。

計画の期間につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間を想定してございます。3の見直しの方針についてでございますけれども、現行の空家等対策計画の基本的な方針ですとか対策の方向性とか視点などというものは、ある程度、国、道の計画で定められておりますので、その部分については基本としつつもですね、八雲町における取り組みの課題の整理ですとか、町内会アンケート調査をさせていただきたいというふうに考えているんですけれども、それ等を踏まえまして、空家対策協議会の委員さんの意見をいただきながら、見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それでその町内会アンケート調査についてですけれども、別紙アのとおりということなんですけれども、2ページから3ページをご覧くださいというふうに思います。まず調査目的といたしましては、身近な地区における空家等の状況等を把握しているであろう各町内会の皆様に対しまして、空家の状況ですとか問題点、そして行政に対する要望等を把握させていただきたいというものでございます。

3ページ目になりますけれども、現在、町のほうでも町内の空家につきましては、台帳化して管理しているところなんですけれども、すべての空家について把握しているかといわれると、決してそうではないだろうということも考えられることから、3ページ目の問1で、現在、町内会で把握している空家の場所ですとか状況、4ページ目の問2でその空家の問題点、どういうのが問題かという部分について調査させていただきたいというふうに考えております。

なお、この設問につきましては、町内会で現地調査を改めて行っていただくというのではなくて、現状で各町内会で把握している空家があれば教えてくださいというものでございますので、このアンケートが届いたから町内会を回って空家を見るというものではないという部分でございます。この出していただいた空家については、町のほうで後日どういう状況かというのを改めて確認していきながら、台帳化していくというかたちで考えてございます。

それで、問3、4でございますけれども、各町内会での空家に対する取組がもしあれば教えていただきたいという部分と、全体的に行政に対する、今後こうしたほうがいいたろうとかというような要望があればお伺いしたいということでアンケートのほうを実施させていただければと考えてございます。

最後に5ページ目、今後の見直しのスケジュールでございますけれども、本日委員会で協議をさせていただいた後、空家対策協議会を開催させていただき、同様の内容をご確認いただきたいと思います。

それである程度、案がご了承いただけるというのであれば、9月には町内会様のほうにアンケート調査を実施させていただければなと考えております。

その後、取りまとめ等を行いまして、12月には空家対策協議会で素案等について協議させていただいた後、1月に委員会のほうで素案のほうを説明させていただき、協議をさせていただきたいと考えております。

その協議後、2月にパブリックコメントを実施させていただき、パブリックコメントでの意見ですとか各委員会の意見を踏まえたうえで、3月に、ある程度、見直しを行った者を再度、空家対策協議会と委員会のほうで報告させていただいて、計画を確定後、公表と考えてございます。

以上、大変簡単ではございますが、計画見直しについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆様のほうからなにかありませんか。

改めて町内会にアンケートするということなんだけれども、29年1月に策定した時点でも、多分この町内会のアンケート調査でどれくらい空家があるか把握したと思うんですね。それでその時に町内会が協力してくれたのであれば、引き続き町内会の活動の中で、あそこが今年、新しく空き家になったとかの報告を上げてもらってはいなかったということなの。だから改めてこの計画見直しというか、調査するのかな。どういうこと。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） 一応、アンケートというかたちで、調査というかたちではしてございませんので、改めて町内会さんのほうから、毎年毎年報告というものは受けている状況ではないんですけども、各町内会で問題が、新しく空家ができたとか、ここが今問題になっているという聞き取りというか、ご連絡いただいた空家についてはその都度、台帳のほうにリスト化して確認した上で対応していくという流れであるんですけども、すべての町内会からいただいているわけではないので、もし新しくここも空家が増えているというのがあれば教えていただきたいという意味で再度、29年にもやったんですけども、やらせていただければなと考えていました。

○委員長（三澤公雄君） 年々、町内会の機能が高齢化等で落ちているという、全体的にそんな認識は委員の皆さんも持っている。そして報告が上がっていた、毎年、毎年増えている報告が上がった町内会もあるような答弁をいただいたんですけども、これはまた全町内会的にやるというのは、事務的な量も増えるわけだし、ちゃんとやっている町内会にとっては、何よ今更って感じもあるだろうし、なんかこれ仕事をちゃんと網羅するために計画を新しくやりますからということで、良いように思って聞いてたんですけども、最後まで聞けば聞くほどなんか無駄な仕事と、信頼関係があるところとないところとのなんか、どうなんだろう、全体的にやるのが良いことなのか、更新されていない町内会に的を絞ってそこにちゃんとアタックして聞き取りしていくというのがいいのか。僕は後者のほうが良いと思ってお聞きしたんですけども、どうでしょうか。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） 町内会のほうから出てくる空家というのが、ほとんど稀な感じなんです。極端な話をすると、1町内会か2町内会が、町内会としてこの空き家が問題になっているというのはあるんですけども、基本的には近所の方とかが直接ご連絡いただいて、隣の家の空家



がちよっと問題だって話をさせていただいて、現地確認した後に所有者等々に指導というか適正な管理をお願いするという流れでやってるんですけども、本来であれば町として、全町を細かく確認しながら空家の状況を把握できれば一番それがいいというふうに思うんですけども、なかなか一個一個回るといことが難しいものですから、ある程度、町内会さんのほうで把握しているのが、もし言うてくださいというスタンスでやっていなかったものですから、こういう機会になにかあれば、何でもいいので上げていただきたいというのがありますし、もしかしたら言うていいのかわからない町内会もあるかもしれないというふうに思いますので、要は、町内会のほうで問題になっている空家があるかもしれないし、ないかもしれないんですけども、改めてやらせていただいて町として把握させていただきたいというのが一番の目的です。

○委員長（三澤公雄君） 町内会との縁を大事にするという意味では良いのかなと思うけれども、上がってくるものが稀だという認識をこの間、29年からの1回目の計画の中で思っているのであればね、たとえば家屋調査で税のほうで建物はすべて把握しているのであれば、その入居の状況だとか、町内会からアンケート取るのもいいんですけども、アンケートを取った時に、結局それが全部空家、町内会が把握している空家がイコール本当にこの町内会の空家なのかどうかということをチェックしなければいけないでしょ。

○建設課長補佐（作田知宣君） はい。します。状況も現地も確認します。

○委員長（三澤公雄君） どっちが先かになるけれども、なんだろうなんか、だらだらと仕事をしているような感じの期間だけが流れるだけで、●●にただ時間かけちゃうだけなんじゃないの。ほかの委員はどう思いますか。僕は何か町が率先して把握している数字を町内会に示して、この現地状況を確認しに来ただけけれども、現状変わりありませんかというかたちで確認していくほうがいいんじゃないのかなと思ったりしてたんですね。把握しているなら。委員の皆さんほかにありませんか。

○委員（宮本雅晴君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 宮本委員。

○委員（宮本雅晴君） 3年前に調査やったときに、うちの町内会でも2件ばかり出したんだよね。それで1件は小学校の横の角っこの。あそこも建て主がいなくて、皆、子どもたちもあそこから出ちゃって引き払った。もう外壁が壊れているから養生して青いブルーシートかけて、そういう場所がうちの町内会から2件出した覚えがあるんだけど、その時に結構、3年前に各町内会で詳しく出してると思うんだよね。出してないところがあれば、そこをきちっと精査したほうがいいんじゃないのかなと。だからそれともそういう書類が紛失したとか処分しちゃったなら、再度またお願いしますで通したほうがいいと思いますけれども。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。理解しました。

○建設課長（藤田好彦君） 委員長、建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（藤田好彦君） 今までのやり方もちょっと悪い部分があったので、今、委員さん方から出たいろんなアドバイス、あと町で持っている情報も活用しながら、今後もしろいろ分析しながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 要するに一回協力したのに、そのあと役場なんにもしてないんじゃないかという不信感、持たれたら町内会との活動だって良いことにはならないので、だから町としても

把握していますということのキャッチボールがあって、ちゃんと報告した甲斐があったとか、それがごめんなさい。宮本委員の質問が出るまで僕の中で漠然と不信感があった。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） 今、このアンケート調査のイメージとしてはですね、現在、各町内会では、ここを町として空家として認識していますと。これ以外の部分で他に空家があれば教えてくださいみたいな感じでやったほうが、何年か前にも一度やっているの、前回の調査とこれまでの経過を踏まえて、町としてここを今空家として認識しているんですけども、それ以外の部分で問題となっている空家があれば教えてくださいというかたちでアンケートさせていただこうかなって考えています。

○委員長（三澤公雄君） 理解しました。わかりました。ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 俺は逆にもう頼っていいんじゃないのかなと思ってるんだけど、その調査の対象のところとか、ここまでへりくだる必要があるのかなと思うんだけど、今回の調査は町内会で全戸の建物を現地調査して空家等を把握していただくものではありませんって、これで調査してくれるかもわからないし、そのほうが楽なんじゃないの。役場の仕事としては。だから2番目削って3番目だけでいいとか、現状、把握しているものだけでよろしいですよとかという、随分いいんです、いいんです。わかってますからって、すごく言っているような気がしてならないから、頼るところは頼って、お互い町内会と役場との役割というのかな、お互い協力し合っってということをやってもいいんじゃないのかなって気がします。

さっきの話なんだけど、ここまでお宅の町内で空家は把握していますけれども、それ以上に手を加えたほうがいいところとか、雪で問題が起きているところがあったら教えてくださいみたいな、それとかこのリストに載ってないのにまだほかにありますかとか具体的に示せば、町内会の力を借りるのは全然、俺は悪いことではないと思いますけれども。

○委員長（三澤公雄君） 参考にしてください。ほかにありませんか。なければ終わります。

引き続き、八雲町都市計画マスタープランの見直しについてお願いします。

○建設課長（藤田好彦君） 委員長、建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（藤田好彦君） 次に、八雲町都市計画マスタープランの見直しについてということで、本計画についてですね、来年度に計画期間を終えるということになっているため、本年度と来年度の2ヶ年をかけて見直しを行うもので、スケジュール等のご報告をいたします。それでは担当のほうからご説明いたします。

○都市計画係長（池田裕史君） 委員長、都市計画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○都市計画係長（池田裕史君） それでは、八雲町都市計画マスタープランの見直しについて、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。現行のマスタープランは、平成14年に策定されたものであり、計画期間が20年として定められております。来年度、目標年度を迎えることから、今年度と来年度の2ヶ年で、都市計画マスタープランの見直しを行うものでございます。

見直し方針といたしましては、現マスタープランを基本として、八雲町第2期総合計画や北海道区域マスタープラン等の関連計画と整合を図り、町民アンケートによる住民意向の把握と、意見反映を行います。また、都市施設や都市計画用途地域の見直しについても検討を行う予定であります。

具体的なスケジュールといたしましては、令和3年度に、まちの現況と課題の整理、都市づくりの将来像の設定、そして町民アンケートを行います。町民アンケートにつきましては、本年9月から11月の期間中に、町内1,200人を対象にアンケート調査を行います。

令和4年度は、分野別の整備方針等を検討し、11月までにマスタープランの素案を作成し、令和5年1月にパブリックコメントを行う予定でございます。パブリックコメント終了後、八雲町都市計画審議会において審議を行い、令和5年3月に新八雲町都市計画マスタープランが策定されるスケジュールを考えてございます。

以上、誠に簡単でございますが、都市計画マスタープランの見直しに係る説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆様からなにかありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（三澤公雄君） ありません。ありがとうございました。

【建設課職員退室】

【財務課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは報告事案最後、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例（案）についての選定について、財務課から報告をお願いします。

○財務課長（川崎芳則君） 委員長、財務課長。

○委員長（三澤公雄君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） それでは、財務課から一点報告させていただきます。これまで過疎地域自立促進特別措置法に基づき、固定資産税の課税について、免除による特例措置が設けられておりましたが、本年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、新たに課税の特例に関する条例制定を、9月開催の第3回定例会に上程させていただく予定であります。

基本的には、本年3月31日で失効した条例内容とはほとんど変わりありませんが一部追加された業種などがありますので、その内容について担当係長から説明させていただきます。

○資産税係長（長谷川聡司君） 委員長、資産税係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○資産税係長（長谷川聡司君） それでは、私のほうから八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例案の制定について、お配りしました資料に沿って説明させていただきます。資料1の1ページ目をご覧ください。1 概要につきましては、冒頭で課長から説明があったとおりですが、令和3年3月31日をもって、法の効力が失効した過疎地域自立促進特別措置法に

つきましては、税制上の特例措置として所得税及び法人税に係る減価償却の特例措置及び地方税の課税免除に伴う減収補てん措置等が規定されておりましたが、同年4月1日に、これらの特例措置の一部が見直された、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたところでございます。

当町における固定資産税の課税免除に関して規定した、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきましても、同条例の附則に基づき令和3年3月31日をもって、その効力が失効したところでありますが、代わって新過疎法や関係省令等を反映させた八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定することによって固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

新しく制定する条例案につきましては、2 新旧条例比較により、旧条例との相違点によってご説明させていただくことといたしますので、よろしくお願いたします。

まずは、条例名称についてですが、新たな条例の名称を八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例としております。これは、現在、新規制定している条例の多くは、名称の頭に八雲町の文言を使用しており、これに倣い、同様に八雲町の文言を加えたこと、また旧過疎法の名称から一部引用していた自立促進という文言につきましては、新過疎法の持続的発展という文言へ置き換えたことによります。

さらに、課税の特例に関する条例という文言を、課税免除に関する条例へと置き換えたのは旧条例第1条では、固定資産税の課税について、八雲町税条例の特例を定めるものとする趣旨を謳っておりますが、新条例においては、固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるものとするという条文によって趣旨を謳っていることによります。

続いて、施行年月日についてですが、旧条例は旧熊石町時代の条例が基となっており、旧八雲町との合併に伴って整理されたものであることから、施行年月日は合併年月日と同じ平成17年10月1日となっておりますが、新条例にあっては公布の日としております。

対象地域につきまして、旧過疎法では過疎地域内と指定されておりましたが、新過疎法では、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内と規定されていることから、新条例においては新過疎法と同じ持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内という言葉により、対象地域を規定する予定です。なお、この持続的発展市町村計画ですが、政策推進課が9月の第3回定例協議会において、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議案を上程する予定であり、その計画案において産業振興促進区域を八雲町全域と明記しておりますことから、お配りした資料には八雲町全域と表示させていただきました。

対象事業につきましては、旧過疎法では製造業、農林水産物等販売業、旅館業となっていたところでございますが、新過疎法では、さらに情報サービス業等が追加となっております。この情報サービス業等については、租税特別措置法施行規則において情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業などと規定されており、総務省が公表する日本標準産業分類表を基に例を挙げると、企画開発ソフトウェア業や、インターネットショッピングサイト運營業、ゲームソフトウェア作成業やウェブ提供業などがあります。なお新過疎法では持続的発展市町村計画において、進行する業種として掲げられた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業と規定されていることから、新条例においても同様とする予定であり、また政策推進課が上程する持続的発展市町村計画案においても、この4業種が明記されているところです。

免除要件につきましては、お配りした資料に記載したすべての事項を満たす場合となっており、青色申告している個人法人、公害防止措置を講じているものについては、新旧で変わりはありませんが、対象事業のように供する設備を新設又は増設したものについては、設備を取得した者へと変更されております。この取得等におきましては新過疎法の中で、取得又は政策もしくは建設をいい、建物及びその付属設備にあつては増築、改築、修繕、模様替えのための法人による企画又は建設を含むとされてるところです。

また設備の取得価額の下限については、当該設備が租税特別措置法に規定する特別償却の適用を受けられる減価償却資産であり、その取得価格の合計が2,700万円を超えるものとされていた旧省令に対し、新省令においては、租税特別措置法に規定する割増償却の適用を受けられる減価償却資産であり、その取得価額の合計が業種資本金の規模により500万円以上から2,000万円以上へと引き下げられています。これは過疎地域に所在する立地企業に対して国がアンケート調査を実施した結果、過疎地域の立地企業は国全体と比較しても小規模の企業の割合が高く、設備投資の価格帯が少額であると見込まれることから取得価額の要件を引き下げることによって設備投資の促進が期待できると更たことによるものと理解しております。

では、引き続き資料2ページ目の中ほどをご覧ください。免除対象資産につきましては、免除要件となる附則設備が大前提ではありますが、新旧ともに家屋償却資産のうち対象家屋の敷地部分のみであり、取得後1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限となっております。免除期間におきましては、新旧ともに固定資産税が課税されることとなった年度以降、単価年度分となっており、変更はありません。適用期間ですが、旧省令では令和3年3月31日と規定されていたものに対して新省令においては、令和6年3月31日までと規定されていることから、新条例においては新過疎法により過疎地域市町村を公示した日、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備について適用が可能となることとなります。

最後に、失効年月日ですが、旧過疎法の執行期限と同日である、令和3年3月31日を旧条例の失効日と定めておりましたが、新条例においても同様とし、新過疎法の失効期限の同日の令和13年3月31日を失効年月日とする予定となっております。

以上、簡単ではありますが、令和3年第3回定例協議会への案件である、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆さんからなにかありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（三澤公雄君） 終わります。

#### 【財務課職員退室】

○委員長（三澤公雄君） 事件に関しての報告はこれをもって終わります。

あと、協議事項で住民投票条例に関する調査報告書が全員に配付されていますので、このことについての感想というか、その程度でいいよね。何かここをもうちょっとこうしたほうがいいのかってありましたら。

（「なし」という声あり）

○委員長（三澤公雄君） それじゃあそういうことで。それでは終わります。

[閉会 午後 0時18分]